

令和4年度

事業計画書



社会福祉法人 八峰町社会福祉協議会

令和4年度 社会福祉法人八峰町社会福祉協議会 事業計画(案)

基本方針

我が国では、人口減少や超高齢社会の進行、地域住民同士の関係性の希薄化に加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、これまで当然のことと考えられていた人と人を繋げる社会福祉活動は、従来どおりの活動に今なお戻れずに、今後ますます社会的孤立や経済的困窮に陥る恐れがある方々の増加が予想されており、既存制度では対応できない様々な生活課題・福祉課題が徐々に顕在化してきています。

また、近年国では、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進し、団塊の世代が75歳を迎える2025年問題や今後の人口減少社会に対応すべく、「我が事、丸ごと」をキーワードとした「地域共生社会」の実現に向けて、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超越、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と地域の福祉活動などが世代や分野を超越して「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目標としています。

こうした中、本会では、国が進める「我が事、丸ごと」地域共生社会の実現のため、八峰町から新たに受託する成年後見制度に関する中核機関(成年後見支援センター)及び八峰町社会福祉協議会(以下「社協」という。)が新たに設置する「権利擁護センター」について、従来から取り組んでいました日常生活自立支援事業や地域包括支援センターによる権利擁護に関する個別支援事業と一体的に実施することで、住民一人ひとりの個人を尊重した「みんなで支えあい、安心してその人らしく暮らせるまち はっぼう」に取り組んでいきます。

また、地域住民から寄せられる生活課題・福祉課題を十分に受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援体制の構築への取り組みをはじめ、その仕組みづくりや小地域における住民主体の福祉活動について新しい生活様式に沿って取り組むとともに、自治会、民生委員・児童委員、福祉員、ボランティア、関係団体及び社会福祉施設、行政等との連携体制のもと、地域のつながりの再構築を目指して、共に支え合う地域社会づくりを推進します。

以上の状況を踏まえ、役職員一丸となり地域福祉推進の中核組織である社協としての責務を果たすため、令和4年度の事業計画を次のように策定します。

重点項目

1. 組織経営基盤の充実強化
2. 地域福祉活動の推進強化
3. ボランティア活動の振興
4. 在宅福祉サービス事業の充実強化
5. 相談支援事業の充実強化
6. 介護保険事業の充実強化
7. 障害者福祉サービス事業の推進強化
8. 地域包括支援センターの運営(町委託事業)

1. 組織経営基盤の充実強化

社会福祉法人として福祉を取り巻く環境の変化や複雑多様化する福祉ニーズに的確かつ柔軟に対応し、事務事業の一層の効率化と事業の重点化を図り、地域住民主体の活動への転換やニーズに則した事業展開、組織基盤の強化、職員育成等を図ります。

(1) 法人経営及びサービス向上の取り組み

① 正副会長会、理事会、監事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の開催

② 管理職会議、定例職員会議及び担当者会議の開催

③ 苦情解決体制の適正な運営及び第三者委員会の開催

福祉サービスに関する苦情への適切な対応を行うことで、福祉サービスに対する利用者の満足度を高め、社協の信頼及び適正性の確保を図るため、苦情受付担当者や解決責任者の配置及び第三者委員の配置による客観性を確保し、適正な事業推進に取り組みます。苦情受付担当者や解決責任者を配置するとともに、客観性を確保するために第三者委員を配置して事業を推進します。

④ 役職員研修事業の実施

職場内役職員合同研修の実施、秋田県社会福祉協議会主催による役職員研修会への参加、関係機関が開催する研修会への参加等、職場内外を含めた役職員研修事業の充実を図ります。

⑤ 福祉専門職としての能力向上、資格取得の支援及び育成

自己啓発の取り組みやすい職場環境や組織風土の形成を図り、職員一人ひとりの取り組みを奨励することで職員の資格取得の促進を図るとともに専門的な知識・技術を習得して援助活動を展開していくことを目指します。

⑥ インターネットを活用した事業活動・経営情報公開の実施

本会の最新の事業紹介や活動内容、福祉情報、財政状況等を住民に伝え情報公開の促進を図ります。また、SNS(Facebook)を活用した若年層への情報発信を推進します。

⑦ 社協リーフレットの作成及び社協だより「つながり」の発行

住民向けの事業紹介リーフレットを作成し、社協活動や事業への理解と利用促進を図ります。また、社協だより「つながり」を年3回(7月・10月・1月)発行し、社協活動の趣旨に理解や協力を求めるとともに、地域福祉活動や在宅福祉サービスなどの福祉情報等を掲載し、福祉活動の啓発に努めます。

(2) 財政基盤強化のための取り組み

財政状況が厳しい中、自主財源確保は重要課題であり、地域福祉推進の事業費となる社協会費、共同募金、寄付金の拡大に努めるとともに、新たな財源の開拓について積極的に取り組みます。

また、介護保険事業及び障害福祉サービス事業については、独立採算の経営理念のもと効率的、効果的かつ適切で安定した事業運営に努めます。

① 社協会員加入促進と寄付金の拡大に向けた取り組み

② 新たな財源の開拓に向けた取り組み

③ 介護保険事業・障害福祉サービス事業の効率的、効果的な運営

(3) 各種関係機関・団体との連携強化

① 八峰町民生児童委員協議会との連携強化

民生児童委員協議会と情報の交換や連携を強化することにより、地域の中で福祉課題を抱える人を見逃さず、必要な福祉サービスの提供につなげていくための体制づくりを促進します。(民生児童委員協議会定例会及び管内・管外研修への出席等)

② 福祉関係各団体事務事業への協力

老人クラブ連合会、身体障害者協会、手をつなぐ育成会、母子寡婦福祉会、遺族会、シルバー人材センターの事務事業の支援を通し、各団体の充実発展と地域福祉活動への参画を促進します。また、町内各団体が実施する地域福祉活動に対し、赤い羽根共同募金配分金による助成を行います。

③ 行政関係各課との情報交換による連携強化

④ 近隣社協との情報交換による連携強化

⑤ 社会福祉施設との連携強化

(4)防災及び施設管理体制の強化

平素から行動や役割業務について確認し、非常時の初動体制及び関係機関との連携など、社協職員としての意識の向上を目指します。また、施設の利用者として、生活・福祉・介護の拠点としての環境整備を図るとともに、より効果的・効率的かつ施設の機能を最大限に発揮できる施設の管理運営と環境の整備に努めます。

- ①防火管理及び火災監視システムに関する業務の推進
- ②施設・設備の維持管理に関する業務の推進
- ③OA 機器、情報通信環境の管理・契約に関する業務の推進
- ④公用車の点検・整備に関する業務の推進

2. 地域福祉活動の推進強化

(1)地域福祉活動計画の中間評価及び見直しの実施

地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画として策定された「八峰町地域福祉活動計画」(平成31年度(令和元年度)から5か年計画)について、活動の推進状況を振り返りながら必要に応じて見直しと修正を図り、効果的な事業活動の推進につなげます。

(2)小地域福祉ネットワーク事業の強化

小地域を単位として、要援護者一人ひとりに近隣住民による見守り活動や援助活動を展開し、要援護者の安否確認とニーズ把握、小地域におけるたすけ合いの仕組みを構築します。

- ・要援護世帯ネットワーク表の作成及び更新します。
- ・サービス利用状況や入院入所情報など、福祉関係者との情報共有の強化を図ります。

(3)地域福祉懇談会の開催

八森・峰浜地区毎に、自治会・町内会長及び民生児童委員による「地域福祉懇談会」を開催し、社協及び地域住民による福祉活動の取組み状況を報告するとともに、地域の問題・課題等の実態把握と福祉ニーズの掘り起こしを図ります。(7月中～下旬開催)

- ・地域課題をテーマとした研修会の実施と、地域の孤立世帯等への見守り体制を強化します。

(4)福祉員活動の推進(赤い羽根共同募金配分金事業)

小地域における福祉活動を促進するため、自治会・町内会長や民生委員と協力し、地域の問題の発見と解決に向けた取り組みを行う福祉ボランティアの育成と活動を支援します。

- ・自治会長(町内会長)、民生委員との合同による地域福祉推進会議を開催します。

(5)ふれあい・いきいきサロン助成事業の実施(赤い羽根共同募金配分金事業)

地域住民が主体となって取組む「共にふれ合い支え合う場づくり」の活動を支援し、住民の不安や孤独の解消、閉じこもりの防止と介護予防の推進を図ります。

- ・サロン新規立ち上げのための組織づくりへの支援を行います。
- ・既存の活動(一部団体によるサロン)を地域活動へ移行するための支援を行います。
- ・サロン活動内容の充実と世話人等研修会を実施します。

(6)地域ぐるみ支え合い福祉活動事業の推進(赤い羽根共同募金配分金事業)

高齢者等の生きがいと社会参加を促進するとともに、地域ぐるみの活動を行うことで地域の連帯感やボランティア活動の向上を図ります。

- ・事業実施のための世話人及び個人ボランティアの確保と協力体制づくりを推進します。
- ・事業内容の多様化に向けた活動メニューの開発と講師の開拓を図ります。
- ・活動実績のない地域へのアプローチを積極的に行います。

(7)ミニデイサービス事業の実施

月 2 回(原則として火曜日)、閉じこもりがちな高齢者及び要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、埴川健康センター等において通所型サービスを提供することにより社会的孤立感の解消と自立生活の助長の促進を図ります。(年間 24 回の実施)

- ・要介護状態への進行防止のため、事業内容の充実と利用者の意向に沿ったサービスの提供を目指します。
- ・利用者の身体状況の変化を敏感に察知し、他のサービスへスムーズに移行できるよう支援します。

(8)一人暮らし老人交流会(峰友会)の開催

峰浜地区の 65 歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、年間 8~10 回の交流の場を提供し、閉じこもりの防止と社会参加を促進します。

- ・新規利用者の確保のための周知と、利用者の意向に沿った活動メニューの充実を図ります。

(9)令和4年度八峰町社会福祉大会の開催

社会福祉関係者、住民が一堂に会し、当面する福祉諸問題に取り組む決意を新たにするとともに、多年にわたり社会福祉に貢献された方々の顕彰を行います。(秋季開催予定)

(10)町内小中学校における福祉教育の推進(赤い羽根共同募金配分金事業)

次世代を担う児童・生徒への福祉に対する理解と関心を深めていただく取り組みとして、町内の各学校の児童・生徒を対象に、専門職、福祉団体及び関係施設の協力のもと体験学習や交流活動等のボランティア体験教室を通じて、福祉の心の育成と実践への意欲の向上を図ります。

また、小中学校が計画する福祉体験学習活動の財源として、赤い羽根共同募金より八峰中学校へ 120,000 円、町内小学校へ 1 校につき 80,000 円を助成します。

(11)冬期間における高齢者の健康づくり事業の実施(赤い羽根共同募金配分金事業)

12 月から 2 月までの 3 か月間、ポッチャ競技による交流の場を提供することにより、高齢者の冬場の健康づくりと体力の維持・増進、孤独の解消と閉じこもりの防止を図ります。

(12)八峰町共同募金委員会の運営及び共同募金活動の実施

秋田県共同募金会との連携のもと、自分たちのまちを良くする仕組みづくりを目的に、地域から寄せられる善意の募金を、より効果的に地域福祉活動の推進に活用できるよう八峰町共同募金委員会の適切な事務局運営に努めます。(10 月 1 日より赤い羽根共同募金運動、12 月 1 日より地域歳末たすけあい運動を実施)

(13)介護予防・生活支援の拠点「まめで・ら・サロン」の実施

65 歳以上で、介護認定を受けていない方や、基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス事業利用対象者であってもサービスを利用していない方を対象とした運動サロンを、毎週水曜日午後 2 時から 4 時頃まで社協トレーニングルームで開設します。(2 グループ・隔週交代で実施)

高齢者向けトレーニングマシンと、大画面モニターを通してテレビゲーム感覚で運動機能訓練ができるソフトウェアの使用等による「身体機能の維持・向上」と、参加者どうしの交流の場による社会参加の拠点づくりを目指します。

3. ボランティア活動の振興

(1)ボランティアセンターの運営

ボランティアに関する相談、登録・紹介、啓発、情報提供及びボランティア団体への支援、ボランティア活動保険の受付業務を行います。また、依頼者の多様なニーズやボランティア登録者の悩み相談等にも広く対応できるボランティアセンターを目指します。さらに、大規模災害が発生した場合に開設する「災害ボランティアセンター」について、行政担当課と連携を図りながら基盤づくりを継続して行います。

(2) ボランティアに関する研修・講座の開催

社会福祉施設や地域でボランティア活動を実践する人材の育成を図るため、ボランティアニーズに応じた養成講座を開催します。

(3) ボランティア団体・個人の育成、支援

町内を拠点に活動を行っているボランティア団体と、個人登録ボランティアなどへの活動の支援を行います。また、ボランティア活動をしてみたい個人の方には、登録制度を設け、ボランティアセンターに依頼があった活動などのご紹介をします。

(4) ボランティア活動保険の加入促進

ボランティア活動中の様々な事故によるケガや損害賠償責任を保障する保険への加入受付及び加入手続きを行います。(加入タイプ/天災・地震補償プラン 加入料1人あたり500円)

4. 在宅福祉サービス事業の充実強化

(1) ふれあい安心電話事業の実施

高齢者のみ世帯や障害者世帯を対象に、病気や事故、火災などの緊急通報や相談対応を24時間体制で対応し、安全安心の確保と利用者とのふれあいを図ります。

- ・事業利用対象者の拡大及び新規利用者の確保に努めます。
- ・利用者の暮らしにおける悩みや不安への相談を受け、必要に応じて行政等の関係機関につながる仕組みづくりの構築に取り組みます。
- ・利用者及び住民ボランティアによる協力員、関係者による「おたすけネット会議」を開催します。
- ・ふれ電つうしん「ほっとライン」を年3回発行し、協力員体制の強化とシステムの理解を図ります。

(2) 交通空白地有償運送事業の実施

交通空白地(大信田・埴・仲村・横内)の住民等を対象として、移動制約者や免許返納者等の交通弱者に対する移動支援を実施します。

- ・実施要綱に基づいた適切な運営に努めるとともに、サービスの質の向上と利用者の増員を目指します。
- ・既存の公共交通や町が実施する交通施策と併せた効果的な運用に心がけます。

(3) 地域支援事業の実施(町委託事業)

① 生きがい活動支援通所事業(生きがいデイサービス事業)

高齢者を対象に、日帰り入浴施設「八森湯っこランド」等において趣味活動等の各種サービスを提供することにより、自立生活の助長、社会的孤立の解消、心身機能の維持向上を図り、もって要介護状態への進行を予防します。(年末年始・大型連休中を除く毎週木曜日の実施)

- ・活気ある場づくりを工夫するとともに、新規利用者の確保のため、事業の周知と活動メニューの充実を図ります。

② 外出支援サービス事業

在宅生活者で、歩行困難等により公共交通機関を利用して医療の受診等を受けることができない方に対し、福祉車輦による移送支援サービスを提供します。

- ・事業協力者(有償による運転ボランティア)の確保と育成に努めます。
- ・外出困難者の在宅生活を支えるシステムづくりを推進します。

③ 軽度生活援助事業

ひとり暮らし高齢者等の在宅での自立した生活の継続を可能にするため、日常生活における軽易な援助を地域住民による登録作業員(主にシルバー人材センター会員)が行います。

- ・作業依頼や利用回数の増加に伴う登録作業員の確保の強化に努めます。
- ・利用者のニーズに沿ったきめ細やかな対応を心がけます。

④ひとり暮らし老人等見守り事業

在宅のひとり暮らし老人等の世帯を定期的に訪問し、日常生活状況の確認及び指導・助言等を行うことにより、健康状態等の急激な悪化等を可能な限り予防します。

- ・事業利用対象者の把握及び事業周知の徹底に努めます。
- ・事業利用対象者の拡大に努めます。

⑤生活管理指導員派遣事業

おおむね満 65 歳以上の高齢者で、要介護認定において「非該当」となった方を対象に、日常生活及び家事に関する支援・指導、対人関係の構築のための支援・指導及び関係機関等との連絡調整等を提供するため生活管理指導員を派遣し、要介護状態への進行の予防を図ります。

5. 相談支援事業の充実強化

(1)心配ごと相談事業の実施

毎週水曜日午前 9 時 30 分から 12 時まで社協相談室で開設し、町民の日常生活上のあらゆる悩みの相談に応じ、問題が解決されるよう適切な助言や援助を行います。

- ・常任相談員連絡会を開催し事例等情報交換を図り連携を強化します。
- ・社協職員による「出張・心配ごと相談」を年数回開設します。

(2)たすけあい資金、生活福祉資金等貸付事業の推進

①たすけあい資金の貸付

町内に在住し、生活費、医療費等一時的に生活が困難な低所得世帯に対して資金の貸付を行います。
(無利子・貸付上限額 50,000 円・償還期限 1 年)

②生活福祉資金の貸付

生活に不安を抱えた低所得・障がい者及び高齢者世帯や、新型コロナウイルスに伴う収入の減少に対する資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立や生活意欲の向上を図ります。また、貸付世帯に対し、民生委員・児童委員をはじめ、行政、関係機関との連携を密にし、生活の安定化を図るために必要な相談支援・償還指導活動を継続的に実施します。

(3)ひきこもり・長期不就労者・就労困難者への支援の推進

町福祉保健課健康推進係が取り組む「ひきこもり等社会参加しづらい人が社会的自立を目指せるよう、当事者及び家族を地域で支える体制づくり」のための次の事業に、社協も積極的に協力するとともに、行政関係課及び秋田県若者サポートステーションと協働・連携を図りながら当事者の社会的自立に向けた取組みを支援します。

- ・「若年層向け相談会」開催への協力及び実態把握の推進に努めます。
- ・若者の居場所づくり集いの場「カタクリ」に開催に協力します。

(4)生活困窮者自立支援事業の推進

「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を目標に、自立相談支援機関である山本福祉事務所と積極的に連携し、日常生活の自立や社会とのつながりを目指し、本人に寄り添った支援を展開していきます。

(5)権利擁護センターの適切な運営の推進

①普及・啓発活動の実施

日常生活自立支援事業や成年後見制度への理解を深めていただけるように、制度に関する広報や研修会を行います。

②ニーズの発見・把握の実施

社協がこれまで培ってきた、住民同士の見守り等の中から支援が必要な人を発見し支援につなげる仕組みや、判断能力の低下に加え複雑・多様な課題を抱え、孤立しがちな人の相談を丸ごと受け止める包括的な相談支援体制を強化し、ニーズの発見と実態の把握に努めます。

③相談業務の実施

日常生活自立支援事業や成年後見制度、福祉サービスの利用を必要とする人やその家族、支援者などからの相談を受けます。

④日常生活自立支援事業の実施

判断能力が十分でない高齢者や障がいのある方を対象に、専門的知識と技術を有する専門員を配置し、生活支援員との協働による生活相談をはじめ、金銭管理や福祉サービスの利用手続きの支援、利用料等の支払いの代行や見守り・相談活動を行うことで、サービス利用者が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう支援します。

また、サービス利用者への適切な支援体制の構築を図るべく、関係機関と連携しながら支援員の養成講座の開催や、フォローアップ等の活動支援に係る研修等を実施します。

⑤成年後見制度利用支援の実施

成年後見制度を必要とする方が制度を利用できるように、**成年後見支援センター**及び関係機関等と連携して、申立てに関する助言をします。

(6)八峰町成年後見支援センターの受託と適切な運営の推進

令和4年3月に成年後見制度にかかわる中核機関として開設された「八峰町成年後見センター」を社協が受託・運営し、専門職、地域の関係者などと連携を図りながら地域連携ネットワークを構築し、成年後見制度における広報、相談、利用促進、後見人支援、不正防止の機能強化を図ります。

そして、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方が成年後見制度を的確に利用できるよう支援を行い、当事者の権利を尊重し擁護することにより地域で安心して暮らせるよう成年後見制度の利用の促進に努めていきます。

- ・成年後見制度に関する相談や申立て等の利用支援を行います。
- ・成年後見制度を多くの方に知っていただく活動(広報・啓発)を行います。
- ・町民の方が「市民後見人」として活躍していただくために、市民後見人の養成と活動の支援を行います。
- ・成年後見支援センター事業を円滑かつ効果的に実施するため、弁護士、司法書士、社会福祉士、学識経験者等で構成する「運営委員会」を設置し、センターの運営、業務に関する助言や指導を受けられるよう適切な運営に努めます。

6. 介護保険事業の充実強化

(1)居宅介護支援事業の実施(八峰町社会福祉協議会居宅介護支援事業所)

介護支援専門員(ケアマネジャー)が居宅介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、その計画に基づいて介護サービスの提供が確保されるよう、各介護サービス事業者との連絡調整を行います。

また、高齢者が有する機能を活かし、より充実した在宅生活が送れるよう、利用者の希望や選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的に提供されるよう連絡調整に努めるとともに、行政や各関係機関との連携を密にして信頼性の高い事業所を目指します。

(2)訪問介護事業の実施(八峰町社会福祉協議会訪問介護事業所)

訪問介護員(ホームヘルパー)が居宅を訪問し、入浴介助・清拭・洗髪・排泄・食事・衣服の着脱・通院等の身体介護、調理・洗濯・掃除・買い物等の生活援助を提供します。

(3)介護認定に関わる訪問調査事業の実施

要介護認定を受けようとする方を介護支援専門員が訪問し、心身の状況や置かれている環境等の調査を行うとともに、公共性を有する社会福祉協議会が町及び他市町等から調査業務の委託を受けることにより介護保険制度の公正な推進を行います。

7. 障害者福祉サービス事業の推進強化

(1) 居宅介護事業・重度訪問介護事業の実施

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスの支給決定を受けた身体障害者・知的障害者及び精神障害者に対して、ホームヘルパーを派遣し、排泄・食事・入浴等の身体介護や掃除、洗濯、調理等の家事援助等を提供します。

8. 地域包括支援センターの運営(町委託事業)

「介護予防ケアマネジメント」「包括的・継続的ケアマネジメント」「総合相談」「権利擁護」の4つの機能を柱として、高齢者等が介護を必要とする状況になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護・保健・福祉の専門職がチームとなり、「住まい」「介護」「医療」「予防」「生活支援」に関する総合的な相談・サービスを、地域の様々な社会資源を活用しながら、地域住民をはじめ関係機関と一帯となって提供できる体制づくりに取り組みます。

また、地域の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関として、公正・中立性を確保しながら円滑かつ適正なセンター運営に努めます。

(1) 一般介護予防事業の実施(介護予防教室の開催)

地域の集いの場において、自宅でも実施可能な介護予防の知識や実践を学び、継続的かつ自発的に介護予防を行えるようになることを目的として実施します。

- ・地域住民の興味・関心を引き出すための内容の工夫を図ります。
- ・日常生活における健康上の悩み相談をお受けします。

(2) 包括的支援事業の実施

① 総合相談支援業務の実施

高齢者に関する幅広い相談を受け付け、介護・医療・福祉・保健などさまざまな制度や地域の社会資源の紹介等を行います。

② 虐待防止・早期発見等権利擁護業務の実施

悪質商法などの被害防止と対応、高齢者虐待の早期発見と防止、成年後見制度の手続き支援など、高齢者の権利が侵害されないように支援を行います。また、地域の状況把握に努めるとともに、各種関係機関との連携を図り、適切かつ迅速に対応する取組みを行います。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、包括的かつ継続的に支援するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。

④ 介護予防マネジメント業務の実施(指定介護予防支援事業所の運営)

要支援 1、要支援 2、事業対象者と認定された方に、心身の状況、そのおかれている環境等において、適切なサービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう検討し、ケアプランの作成を行います。

⑤ 在宅医療・介護連携事業推進事業の実施(多職種連携研修会等の開催)

在宅医療と地域の医療・介護関係者の連携を推進するために、医療・介護・福祉に携わる多職種の関係者を対象とした多職種連携研修会を開催します。

- ・専門職同士によるお互いに顔の見える関係づくりを図ります。
- ・住み慣れた地域で安心して在宅生活を送れる仕組みづくりを推進します。

⑥ 生活支援体制整備事業の実施

高齢者等が住み慣れた地域でつながりや生きがいを持ちながら生活できるように、住民や関係機関、団体等が助け合い活動のネットワークを構築し、それぞれの持ち味を活かした生活支援・介護予防サービスの充実を図るとともに、支え合いの体制づくりを推進します。

ア. 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす役割を、社協に所属する

コミュニティ・ソーシャルワーカーが担います。

イ. 協議体等の設置と随時の開催

日常生活に支援を要する高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることを目的とした介護予防・日常生活支援総合事業が円滑に実施できるよう、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による地域資源の開発等を推進するために「生活支援サービスに関する協議体」を設置します。(年間6回の開催)

⑦認知症総合支援事業の実施

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人への効果的な支援とその家族に早期に関わる体制づくりを行います。

ア. 認知症地域支援推進員の配置

地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。

イ. 認知症初期集中支援チームの設置及び運営(早期診断・早期対応のための体制整備)

早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築します。また、医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成します。

ウ. 認知症カフェの開所及び運営

認知症の人やその家族、地域住民などが気軽に集い、孤立しがちな本人や家族と地域のつながりをつくるとともに、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善を目指した活動などのできる「認知症カフェ」を、地域にいる認知症サポーター等の協力を得ながら継続的な開所と実施地域の拡大を図ります。

エ. 認知症サポーター養成研修の実施

認知症の基本的な知識や認知症の人への対応の仕方などを学んでいただくことで、地域や家庭で認知症の人やご家族を見守る「応援者」になっていただく方の増員を図ります。

⑧地域ケア会議の開催

福祉・保健・医療に関する専門的知識を有する者や関係機関及び関係団体により構成される会議を月2回開催し、包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施を図ります。

(3)任意事業の実施(家族介護教室の開催)

高齢者を在宅で介護している家族が、介護の基礎的な知識及び技術を習得するとともに、介護サービス等に関する情報の提供と在宅介護の維持・向上を図ることを目的として年5回開催します。